

# TAINS だより

2011年 4月  
平成23年

VOL.17  
通巻第163号

## Tax Accountant Information Network System

### 一般社団法人日税連税法データベースの運用開始に当たって



一般社団法人  
日税連税法データベース

会長 池田 隼啓

一般社団法人日税連税法データベースの運用開始に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

「一般社団法人日税連税法データベース」は、「有限会社日税連情報サービス」と「税理士情報ネットワーク全国ユーザー会」を一体化し、税理士業界の財産として全ての会員が利用できるものとするを目的として、昨年12月1日に設立されました。

「有限会社日税連情報サービス」と「税理士情報ネットワーク全国ユーザー会」は、3月31日をもって解散しましたが、組織の一体化により、運営の円滑化・合理化が図られることとなりました。この成果を会員に還元するとともに、多くの方々にご利用いただける環境を整えるため、会費の値下げを行いました。

ところで、税理士情報ネットワークシステム、いわゆるTAINSは、昭和57年に我が国で初めての法律情報検索システムが稼動したことをその淵源としており、以後、30年近く積み重ねられてきました。まさに業界共有の財産と呼ぶに相応しいもので、税理士にとって極めて有用な情報が収録されており、税務に関する情報の宝庫であります。

昨今の情報技術の急速な進展は、わが国にIT社会の到来をもたらしました。また、経済社会の多様化・国際化等に対応して、税務も複雑化し、税務に関わるトラブルが増加しております。このように税理士業務を取り巻く環境は大きく変化しており、日税連税法データベースの存在価値は益々高くなるものと思料いたします。

今後とも、日税連税法データベースの内容の充実に努め、税理士業務に裨益するコンテンツを提供してまいりますので、利用者の皆様には、変わらぬご理解、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成23年4月

#### TAINSだより4月号 INDEX

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| ●一般社団法人日税連税法データベースの運用開始に当たって…1 | ●フリーワード検索について……………4 |
| ●執行委員会報告、会員数一覧……………2           | ●データベース編集室……………6    |
| ●税法データベース活用法(77)……………3         | ●告知板・編集後記……………8     |

会員各位

東北地方太平洋沖地震による会費の減免措置について

この度の東北地方太平洋沖地震により、被災された会員の皆様に心からお見舞い申し上げます。

当法人では、3月23日に開催された臨時社員総会において、下記のとおり会費の減免措置を講ずる決定をいたしました。

記

1. 減免の対象となる会員  
青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の被災地域に事務所を登録している会員
2. 減免額  
対象期間は会費を無料とする
3. 対象期間  
平成23年4月から7月まで

以上

**執行委員会報告**

フリーワード検索始まる

3月23日NTTデータAIの会議室において、執行委員会を開催した。会議室にTAINSが操作できる環境を作り、4月から開始する「フリーワード検索」を試してみた。YahooやGoogleと同じように、語句をどんどん打ち込み、絞り込んで行く検索方法である。この検索方法に慣れた会員には、使い勝手の良い検索方法である。出席委員からは、画面の表示方法や操作しやすくように若干の手直し等の要望を述べ、4月1日の稼働開始までにその修正を完了して欲しいこと等を伝えた。

その後、TAINSだよりの担当者の割り当てや今年度の事業報告等の準備を行った。

4月7日日税連会館会議室において、執行委員会を開催した。6月開催予定の総代会に提出する議案の準備を中心に検討した。

議案1. 平成22年度事業報告について

組織一体化についての事業報告等、加筆訂正。

議案2. 平成22年度決算について

事務局から決算見通しを聞き、勘定科目等の確認。

議案3. 一般社団法人に移行について

TAINSだよりの3月号を印刷し、全会員に郵送し、お知らせや記事により、移行したこと等の報告。

議案4. 従たる事務所設置について

書面審議による理事全員の賛成により、15単位会に従たる事務所を設置することの報告。

議案5. 一般社団法人の周知について

まだ周知が充分でないことから、会員募集リーフレットや検索マニュアルを作成することの検討。

議案6. システム改良について

「フリーワード検索」開始に伴い、一部不具合が生じているので、4月15日夜間に保守を行うことの報告。

(富永純治)

平成23年 3月31日

会 別	2月末	入会者	退会者	3月末
東 京	1,453	11	29	1,435
東 京 地 方	435	6	14	427
千 葉 県	133	2	7	128
関 東 信 越	267	2	6	263
近 畿	560	8	11	557
北 海 道	65	1	0	66
東 北	189	0	3	186
名 古 屋	388	1	16	373
東 海	137	0	5	132
北 陸	72	1	0	73
中 国	167	0	3	164
四 国	82	1	0	83
九 州 北 部	152	1	3	150
南 九 州	111	0	1	110
沖 縄	37	2	0	39
小 計	4,248	36	98	4,186
支 部	102	0	0	102
県 連	6	0	0	6
単 位 会	15	0	0	15
そ の 他	1	0	0	1
小 計	124	0	0	124
特 別 会 員	67	1	0	68
総 合 計	4,439	37	98	4,378

1 税法データベース収録情報一覧

	判決	裁決	法令	通達	事例	計
所得税	5,133件	1,198件	916件	3,066件	3,184件	13,497件
法人税	2,593件	857件	836件	4,362件	2,456件	11,104件
相続税	1,121件	607件	227件	1,535件	1,620件	5,110件
消費税	197件	236件	201件	587件	618件	1,839件
他国税	148件	37件	3件	4件	32件	224件
地方税	228件	5件	0件	0件	0件	233件
その他	488件	0件	0件	1,254件	176件	1,918件
計	9,908件	2,940件	2,183件	10,808件	8,086件	33,925件

2011.4.13現在

- ・裁決には、非公開裁決898件が含まれています。
- ・情報公開法に基づき開示された情報数は4,070件です。

2 収録期間

	収録期間	
	重要判例	昭和40年以前
国 税	判 例	税務訴訟資料は昭和41年から最新判例は平成23年3月2日まで
		裁 決
その他	判 例	平成23年3月25日まで

判例・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所のホームページによります。

## ～キーワード「阪神淡路大震災」～

平成23年3月11日、東日本の広範囲にわたる海岸線を襲った大震災は、確定申告も終盤に差し掛かっていた全国の税理士を震撼させました。

まず、思い起こされたのは、阪神淡路大震災のときの情報です。早速、下記の検索により、数多くの通達、相談事例、判決、裁決を検索し検討することができました(TAINSでは、キーワード阪神と淡路との間にはナカテンを入れません)。

【税区分】全区分                      【検索範囲】全範囲

【キーワード】阪神淡路大震災……………→159件

ところで、阪神淡路大震災当時、TAINSの税法データベースには、地震に関しては、「新潟地震(昭39年8月4日直審(法)144)」と「十勝沖地震(昭43年7月12日直審(法)66)」に関する課税の特例通達しかありませんでした。十勝沖地震通達は、昭和39年の新潟地震通達に準じて取り扱うという僅か6行の通達ですから、実質的には新潟地震通達のみであったということが出来ます。しかも、これらの通達は「税務六法(ぎょうせい版)」には収録されず、「税法六法(新日本法規版)」のみに収録されていた通達でした。いま、国税庁、財務省を始め多くの省庁が矢継ぎ早に新しい情報を発出しており、「阪神淡路大震災」で検索すると31件もの個別通達が収録されていることから情報量の豊富な点に感動します。

また、同じキーワードで、相談事例を検索すると、近畿税理士会質疑応答集を始めとする102件の相談事例があり、具体的で、大変役に立ちます。

さらに、裁決6件には、震災特例法の免税規定を知らずに登録免許税を納付した者が、その後、被災証明書を添付して行った還付請求を理由がないとして棄却した公開裁決があります。

判決20件の中には、税賠事件2件のほか、右記①の物納許可処分の遅延による国賠訴訟が含まれており、それぞれ連動している税務雑誌目次検索によ

る解説は、税理士の自己解決に役に立つ豊富な情報として、さらなる活用が期待されています。

### 【最新収録判決・裁決情報】

#### ①物納許可処分の遅延による収納価額の下落

原告は、本件各処分が物納申請から物納許可処分又は物納却下処分まで、約15年又は約16年間もかかり、きわめて異常である旨主張するが、このような長期間を要した主な原因は、抵当権の設定、土地の交換、境界争い、阪神大震災、仮換地指定等の理由であって、原告の物納申請に当たった各担当職員らに、職務上通常尽くすべき注意義務の違背があったとはいえず、本件各処分まで長期間を要したことに国家賠償法1条の違法があるということとはできない。

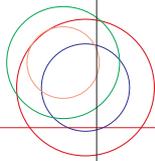
(平23-03-02神戸地裁Z999-7156)  
(棄却)(控訴)

#### ②固定資産税／建替え中の居住用家屋

平成17年度の固定資産税の賦課期日における本件土地の現況は、居住用家屋であった旧家屋の取壊し後に、その所有者であった上告人を建築主とし、工事予定期間を定めて、居住用家屋となる予定の新家屋の建築工事が現に進行中であることが客観的に見て取れる状況にあったということが出来る。このような現況の下では、本件土地は「敷地の用に供されている土地」に当たるとことができ、その後になって、新家屋の建築工事が中断し、建築途中の新家屋とともに本件土地が訴外会社に譲渡されるという事態が生じたとしても、遡って賦課期日において本件土地が上記「敷地の用に供されている土地」でなかったことになるものではない。

(平23-03-25最高裁 Z999-8278)  
(一部破棄自判、棄却)(確定)

(朝倉 洋子)



# フリーワード検索について

## はじめに

平成23年4月1日TAINSの業務は、一般社団法人日税連税法データベースに移管されました。これと併せて、システム面では、フリーワード検索の創設、メニュー画面のリニューアル等が行われています。ここでは、主にフリーワード検索創設の背景と内容について簡単に触れることにします。

## 1. フリーワード検索創設の背景

TAINSのデータベースは、判決・裁決等の情報に対して個別にキーワードが振られており、法律情報検索システムとして、細かい条件を設定することで高度な結果表示を行うことが可能となっています。その結果、TAINSの情報は、専門的に信頼される品質を維持しているといえます。

ところで、インターネット上の情報を検索する場合、Googleに代表されるような簡便な検索エンジンを利用することが一般的です。従来のTAINSの検索手法は、これに比べるとやや違和感があり、慣れない会員が使いこなすには、一定レベルの知識と経験が必要という側面がありました。そこで、そのような会員でも簡単に利用できる、使いやすさという点を重視した検索方法というテーマで検討し、創設されたのが、フリーワード検索です。

ただし、情報量が無限大ともいえるインターネットの世界と、それが限定的なTAINSでは、検索という作業の性格が異なる点に注意が必要です。TAINSでは検索結果の正確性が優先事項となります。これに対して、一般のインターネット検索では検索結果が膨大なものとなり、それをどのように整理していくかという発想が重要であり、また、結果の取扱いに対する責任も自己責任です。

## 2. フリーワード検索の仕組み

フリーワード検索を行うには、TAINSログイン後のメニュー画面から、「フリーワード検索」を選択します。すると、従来のものと違い非常にシンプル

な画面が表示されます。一般的な検索エンジンに近いイメージです。



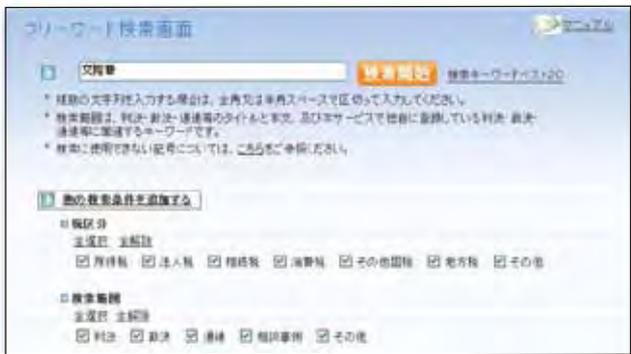
ここで、検索を行いたい文字を入力し、「検索」ボタンを押すと検索結果が下に表示されます。ここでの検索は、法令コード、漢字キーワード等の情報を部分一致で検索する形になります。



TAINS内にある情報のほとんどについて、部分一致による検索を行うこととなりますので、1回目の検索では膨大な量の情報が表示されることがあるかもしれません。ちなみに、「交際費」で検索すると1307件、「医療費控除」では467件という結果となりました（平成23年4月8日現在）。結果の絞り込みをかけたい場合は、スペースで区切って2番目の文字を入力すれば、AND検索を行うことで可能となります。

文字以外の情報、例えば税目や判決年月日等で絞

り込みをかけたい場合は、入力欄の下にある「他の検索条件を追加する」から条件を設定することも可能になっています。



その他、TAINSのキーワードの理解を支援するために、検索結果には、キーワードの「表示」ボタンも設定し、それぞれのデータにどのようなキーワードが振られているかすぐに確認することができるようにしました。加えて、入力欄の横には、「検索キーワード20」として、直近2か月のキーワードベスト20が表示されるようになっています。



簡単な使用方法については、フリーワード検索に関するPDF版マニュアルも用意し、画面上部から閲覧することが可能です。

### 3. 利用時の視点と今後の改善

従来の検索手法は、税目等の条件をゼロから設定する形式でしたが、フリーワード検索は、より多くの検索結果を表示することをあえて優先しています。その発想は全く異なるものですから、従来の検

索手法を使いこなしている会員は、引き続き従来の検索手法を利用させていただきたいと思います。また、フリーワード検索を利用することで、TAINSのデータベースの仕組みが理解できるようになれば、従来の検索手法を使ってより高度な検索にチャレンジしてください。

なお、トップ画面に「試験中」と表示されているように、フリーワード検索について、当面は試験的なものとして位置づけ、今後も引き続き改善を行っていく予定です。実際の検索を行うことで、様々な意見や要望が出てくると思います。その場合は、メニュー画面にある「改善提案箱」への投稿をぜひお願いいたします。

### 4. その他の改善点

4月1日にはフリーワード検索だけでなく、下記の改善も行っています。

- (1) ログイン後のメニュー画面を一新しました。TAINSのメニューを一覧で表示し、希望するページに行くまでのクリック数をできるだけ少なくするようにしました。
- (2) ログインの時間を無制限としました。これにより、一定時間でログアウトし、再度ログインするという手間がないようにしました。なお、当初のログインを放置したまま改めてログインすると、当初のログインを無効にする設定を行っています。
- (3) 検索ボタンの表示を統一し、わかりやすくしました。

### おわりに

4月1日からTAINSの利用料も月額2,000円に減額されました（一般会員の場合）。このようにして、税理士であればだれでも利用できる税法データベースであることを目標に様々な改善が行われています。さらなるコンテンツの充実等課題も山積していますが、税理士自身が作り上げていくTAINSのシステムを、より多くの会員にまずは使っていただくことを希望します。

本稿でいう「キーワード」とは、TAINSのデータにつけられた文字を指すこととし、一般的に使用されるキーワードとは区別します。（酒井 啓司）

## 建物賃貸借契約の特約事項をめぐる判例

さる3月24日、最高裁において、建物賃貸借契約に係る「敷引特約」が、消費者契約法10条により無効かどうか争われていた訴訟で、初めての判断が示されました。

TAINSデータベースの税区分「その他」に収録されている、敷引特約に係る同旨の平成21年7月23日京都地裁判決(Z999-5155)では、賃借人の主張が認められており、また、原状回復特約に係る事案の平成16年3月16日京都地裁判決(Z999-5031)では一部認容と、これまでの下級審においては特約事項が消費者契約法10条に該当するかどうかの判断は分かれていたようです。

今回の最高裁判決は、マスコミでも大きく報じられ、不動産賃貸業・貸付業を営む賃貸人にとってはこの判決が規範となり、今後は商慣習である敷引特約をめぐるトラブル事案にも大きな影響を及ぼすものと思われます。

今号では、敷金、保証金、建設協力金等の不動産所得関連のキーワードから、先の最高裁の民事事件と所得税の所得区分の判決をご紹介します。

### 1 敷引特約が消費者契約法10条に該当するか

【H23-03-24最高裁・Z999-5207・棄却・確定】

#### <事案の概要>

居住用建物の賃貸物件を、賃貸借契約終了後これを明け渡した上告人（賃借人）が、被上告人（賃貸人）に対し、同契約の締結時に差し入れた保証金のうち返還を受けていない金額の支払を求

めたが、被上告人は「敷引特約」が付されていると主張したため、上告人は、消費者契約法10条により無効であるとして争われた事案である。

#### <裁判所の判断>

賃貸借契約に敷引特約が付され、賃貸人が取得することになるいわゆる敷引金の額が契約書に明示されている場合には、賃借人は、賃料の額に加え敷引金の額についても明確に認識した上で契約を締結するのであって、賃借人の負担については明確に合意されている。

敷引金の額が敷引特約の趣旨からみて高額に過ぎる場合には、賃貸人と賃借人との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差を背景に、賃借人が一方的に不利益な負担を余儀なくされたものとみられる場合が多いといえるが、消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となると解するのが相当である。

本件特約は、契約締結から明渡しまでの経過年数に応じて本件保証金から控除するというものであって、本件敷引金の額が、契約の経過年数や本件建物の場所、専有面積等に照らし、本件建物に

時間にゆとり、気持ちにゆとり。

そして、関与先との強いつながりのために。

東京税理士協同組合の **報酬自動支払制度**

東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士会館 別館2階 〒151 0051

お問合せ  
資料請求

☎ 0120-155-551

東京税理士協同組合 事務代行業 日税ビジネスサービス





生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額を大きく超えるものとははいえない。また、本件敷引金の額は、月額賃料の2倍弱ないし3.5倍強にとどまっていることに加えて、上告人は、本件契約が更新される場合に1か月分の賃料相当額の更新料の支払義務を負うほかには、礼金等他の一時金を支払う義務を負っていない。

そうすると、本件敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、本件特約が消費者契約法10条により無効であるということとはできない。

#### ※ 消費者契約法第10条

民法、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

## 2 中途解約に伴い返還不要となった保証金の所得区分は

【H22-03-26東京地裁・Z888-1552・却下・棄却】

### <事案の概要>

賃貸借契約の合意解約により保証金の返還義務を免除された原告（賃貸人）は、免除による利益を不動産所得として確定申告した。その後、本件利益は平均課税が適用されるとして更正の請求をしたが、処分行政庁は、当該請求には理由がないとした。本件は、原告が、①主体的に本件利益の一部は一時所得に当たる②予備的に本件利益は臨時所得に当たり、平均課税が適用されるべきであ

るとして、処分の取り消し等を求めた事案である。

### <裁判所の判断>

本件賃貸借契約は土地所有者である賃貸人が、賃借人が指定する仕様に従い建築した上で賃貸するいわゆるオーダーリースであると解され、本件保証金は、賃借人が建物等の建築に協力するための預託であり、その預託の合意は、契約を実現するための不可欠の要素というべきもので同契約と一体のものというべきである。

中途解約条項は、賃借人側の都合により中途解約がされた場合に、残債務の返済及び保証金の返還に充てるべき賃料収入を失うことによって賃貸人に生じ得る一切の損失等を補償して、賃貸人が金銭的負担を負わないように配慮した趣旨であるものと解するのが相当である。

そうすると、解約契約によって原告が得た本件利益は、その全額が、同契約によって原告に生じる一切の経済的損失を、原告に実際に生じる損失の多寡にかかわらず補償するという性質を有するものというべきであり、本件利益は、原告の不動産所得を生ずべき業務に関し、「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」で、その業務の遂行により生ずべき所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの（施行令94条1項2号）として、その全額が不動産所得に当たり、一時所得には当たらないものと解するのが相当である。

（岩崎宇多子）



## 税理士情報ネットワーク

# Tax Accountant Information Network System

- ・加入申込、ID・パスワードの発行
- ・会費の銀行口座振替用紙の請求

一般社団法人 日税連税法データベース

TEL 03-5496-1195  
FAX 03-5496-1298

お問い合わせ先

- ・税法データベースに関する質問
- ・検索代行の申込

税法データベース編集室  
（広島は火・金のみ）

東京 TEL03-5496-1416 FAX03-5496-1517  
広島 TEL082-243-2411 FAX082-243-2777

# 告知板 INFORMATION

## ★一般社団法人日税連税法データベース発足

既報のとおり、平成23年4月1日、全国ユーザー会と有限会社日税連情報ネットワークとは、一般社団法人日税連税法データベースとして、スタートを切りました(1頁、4頁参照)。

## ★東日本大震災へのTAINSの対応

東日本を襲った未曾有の大震災に、TAINSは、被災地に登録されている会員の会費を4月から7月まで無料とすることと決定しました(2頁参照)。

## ★メニュー画面を一新!

ログイン後の画面が分かりにくいと会員から指摘されていましたが、この度、組織一体化に伴い、メニュー画面を一新することができ(5頁参照)、問い合わせの多かったJapplicの書式集や、毎週木曜日に希望者に配信されているメールニュースのバックナンバーなどの所在が一目で確認できるようになりました。

## ★接続時間の制限を撤廃

接続時間が短いという提案箱へのご意見に対応し、接続時間制限が撤廃されました(5頁参照)。

## ★阪神・淡路大震災所得税質疑応答集を収録

近畿税理士会阪神・淡路大震災対策特別委員会が編纂された「所得税関係質疑応答集」100問を、TAINSにご提供いただきました。検索方法は下記のとおりです。

【税区分】所得税 【検索範囲】相談事例  
【キーワード】所得税関係質疑応答集→100件

## ★加入者数・加入割合ともに引き続き減少!

団体加入制度の廃止に伴う全国データ通信協同組合会員51人退会を含む98人もの退会により、加入者数・加入割合ともに、前月を下回りました。

平成23年3月31日現在	
TAINS会員4,186人	加入割合5.81%

## 編集後記

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に東日本に甚大な被害を及ぼしました。被災を受けた方々に対し、心よりお見舞い申し上げるとともに、被災地の復旧・復興を祈念いたします。

さて、この度の大震災に対し一般社団法人日税連税法データベースでは、本誌記事で案内しておりますように、被災会員に対する会費減免、阪神淡路大震災関連のコンテンツの収録といった対応を行ってまいりました。被災された会員はもとより、すべての被災を受けられた方々に対する税務面での支援の一助としてTAINSを活用していただければと存じます。

(柏)



- 発行日/2011年4月15日 (VOL.17通巻第163号)
- 発行所/一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人/池田 隼啓
- 住所/〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館3F  
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail/tains@zei.or.jp
- HP/https://www.tains.org/tains/index.jsp
- DB編集室/TEL.03-5496-1416 FAX.03-5496-1517

〔本文中の日税連税法データベースは一般社団法人日税連税法データベースの略称です〕

事務所と関与先を守る安心の補償

SJ10-11978 (2011年2月22日) / 10-T-10170 (2011年2月作成)

# 税理士職業賠償責任保険のお知らせ

## 2010年度の中途加入の募集締切日について

2010年度保険は、3月31日(木)までの加入申込をもって募集を締切りました。(4月以降、中途加入はできません。)

## 2011年度制度改定の内容について

1. 保険料を10%引き下げました。
2. 免責金額を60万円から30万円に改善しました。
3. 業務廃止後の補償期間を5年間から10年間に延長しました。
4. 一請求支払限度額3億タイプ(7型)を新設しました。

## 2011年度の募集スケジュールについて

2011年度保険(保険期間2011年7月1日～2012年7月1日)の募集スケジュールは、右掲の通りとなります。

●この案内は概要です。詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。  
【引受保険会社】株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社

**口座振替加入者の更新手続** 2011年度から保険料の引落日を6月27日に変更しました。更新書類を4月中旬に郵送します。「前年度の契約内容を変更して更新される場合」または「契約を更新されない場合」は、「変更依頼書」を5月20日(金)必着でご返送くださるようお願いいたします。なお、「前年度と同一内容で契約を更新される場合」は、書類の提出は不要です。

## 郵便振替加入者の更新手続

更新書類を5月下旬に郵送します。払込取扱票兼加入依頼書を使用し、6月30日(木)までに保険料をお払い込みいただくようお願いいたします。

## 新規加入者の申込手続

未加入の方には、新規の加入申込書類を6月上旬に郵送します。払込取扱票兼加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、6月30日(木)までに加入申込(保険料払込)をしていただくようお願いいたします。

【取扱代理店】株式会社 日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ☎0120-320-912 <http://www.zeirishi-hoken.co.jp>